

平 戸 市 監 査 公 表 第 147-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 2 年 11 月 9 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

企画財政課

第 3 監査の期間

令和元年 11 月 5 日（火）、6 日（水）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指導事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：企画財政課】

| 区分 | 内 容 | 措置状況 |
|------|---|--|
| 指導事項 | <p>1、土地貸付に伴う賃貸借契約について 主に平成 29 年度の土地賃貸借契約書において、賃貸借料の遅延に対する遅延利息について規定されているが、年 2.7%で算出した額としている。一方、平戸市債権管理条例においては、本則で年 14.6%（当該指定期間の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、年 7.3%）で算出した額とされており、同条例の附則において特例規定が設けられているが、この規定を適用した場合においても、平成 29 年度で年 9.0%（当該指定期間の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、年 2.7%）となり、差異が生じている事例が見られたので、適切に対応されたい。</p> | <p>土地賃貸借契約書における賃貸借料の遅延に対する遅延利息につきましても、契約書を見直し、令和 2 年度において、年 8.9%（当該指定期間の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、年 2.6%）に変更しております。引き続き適正な契約締結となるよう努めます。</p> |
| 意見 | <p>2、土地の有効活用について 平成 29 年度に土地開発基金から買い戻した土地のうち、多目的広場用地（田平町）、的山港背後埋立用地（大島村）など 5 箇所においては、取得目的が達成できない状況となっている。用地の活用について関係部署と協議を進めるなど検討されたい。</p> | <p>平成 29 年度に買戻しを行う際に、担当部署に今後の活用状況を聞き取りしたが、利用する見込みがないとの回答を受けており、有効活用については引き続き検討します。</p> |
| 意見 | <p>3、土地の処分について 公有財産の売り払いについては、随意契約による処分が多く用いられているが、その根拠としては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号によるものと判断される。一方、公有財産管理規則では、処分の方法が明記されておらず、土地の売り払いについては、「公有財産売り払い価格決定の基準について」などの内部規定により運用がなされている。処分の手続きを明確にするためにも普通財産の売り払いに関する事務処理規程等の制定を検討されたい。</p> | <p>処分方法のほか価格決定方法などについて、他市の事例を参考に令和 2 年度中に事務処理規程等の制定を予定しています。</p> |